

インドにおける 税関や税務調査の基礎知識

2023年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所Deloitte Haskins & Sells LLPに作成委託し、2023年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびDeloitte Haskins & Sells LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびDeloitte Haskins & Sells LLPに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター／ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND-info@jetro.go.jp

目次

1962年関税法

1	輸入物品の分類（基本原則）	04
2	1962年関税法に基づく監査	09
3	歳入情報局（DRI）とその権力	12
4	一般的な関税監査に関する指摘と対応	13
5	1962年関税法に基づく罰則	16

2017年物品サービス税（GST）法

6	物品とサービスの分類	18
7	GSTにおける監査	19
8	GSTにおける納税と徴収	22
9	一般的なGST監査指摘事項	24
10	GSTにおける罰則	25



1962年関税法

1. 輸入物品の分類（基本原則） - 関税における分類

関税の決定には、物品の分類と評価が含まれる。以下では物品の分類に焦点を当てている。

税関による物品の評価は、2007年の税関評価規則によって規定されている。報告書の末尾に、参考のためこれらの規則を添付した。

物品の輸出入には関税の賦課が必要であり、これには無税の賦課も含まれる。

分類は、課される関税の適用税率を決定するために必要である。Central Board of Indirect Taxes and Customs (CBIC) は、インド全土における物品の分類の統一を図るため、分類に関する関税アドバイスを通達のかたちで発行している。

関税率表の4桁、6桁または8桁のレベルで特定の項 (Heading)、号 (Subheading) コード、または関税分類項 (Customs Tariff Heading 「CTH」) に到達するプロセスを「分類 (Classification)」という。

対応する関税率、(もしあれば) 免税通達、(もしあれば) 優遇税率の恩恵、許認可要件、関連法の適用可能性などを判断するために、正しい分類が重要となる。

関税法およびGST法では、実効税率を決定するために8桁レベルでの分類が必要となる。



1. 輸入物品の分類（基本原則） - 輸入物品の分類に関する原則

輸入物品の分類は、1975年関税率法第1別表と一般的な解釈規則によって規定されている。これに基づいてHarmonized System of Nomenclature（HSN）の分類が行われる。

Harmonized System codes (HSコード)



- HSコードは、世界税関機構（WCO）によって開発された多目的の国際的な物品分類表に付けられた番号である。
- 内国税、貿易政策、規制商品の監視、原産地規則、運賃関税、輸送統計、価格監視、割当規制、国民経済計算の作成、経済調査・分析など、多くの目的で幅広く利用されている。
- 商品の輸入に対するインドの関税の評価は、1975年関税率法第1別表の特定の項（Heading）に基づいた商品の分類に依存する。

1975年関税率法 第1別表



- 1975年関税率法第1別表における商品の分類は、WCOによって開発されたHSコードに基づいている。
- 1975年関税率法の第1別表は、21部（Section）に分類され、さらに98類（Chapter）で構成されている。
- 部（Section）とは、商品の分類を成文化した類（Chapter）をまとめたものである。
- 部（Section）の注釈は、各類（Chapter）の範囲／項（Heading）などを説明している。
- 各類（Chapter）は、各類（Chapter）の注釈と商品の簡単な説明で構成されている。

解釈に関する一般規則 (General rule for the Interpretation, GRI)



- 1975年関税率法第1別表の物品の分類は、輸入関税の解釈に関する一般規則（GRI）によって規定されている。
- 詳細は次ページ以降を参照されたい。

1. 輸入物品の分類（基本原則） - 解釈に関する一般規則（GRI）

規則1

- 分類は、項（Heading）と部（Section）／類（Chapter）の注釈の規定に従って行われる。
- 部（Section）／類（Chapter）のタイトルは、参照を容易にするためだけに記載されている。

例

- ある項（Heading）が製品を具体的かつ完全に説明している場合、その製品はその項（Heading）に分類される（例えば、生のブドウは、「ブドウ、生または乾燥」を規定する項（Heading）0806に分類される）。このような場合、製品は項（Heading）の条件によって分類される。
- Harmonized System第 XVI 部（Section）の注 3 は、そこに記載されている複合機械の分類を、その機械の「主要機能」に基づいて指示している。GRI 1に基づき、そのような機械は同注記で指示されたように分類される。この状況では、製品は部（Section）の注の条件によって分類される。

規則2

- 2(a) あらゆる物品を指す項（Heading）は、完全な物品だけでなく、完全な物品の本質的特徴を有する不完全な／未完成の物品も含んでいる。

例

- プリフォームボトルはプラスチックボトルのカテゴリーに分類される。
- ストラップのない腕時計は不完全であり、腕時計を対象とする項（Heading）91.02 に分類される。

- 2(b) 未組立／分解品は、組立品と同じ項（Heading）に分類される。

例

- 未組立のオフィスチェアは椅子に分類される。
- 未組立の自転車（自転車を組み立てるのに必要なすべての部品やコンポーネントを含む）の出荷は、組み立てられた完成自転車として、項（Heading）8712に分類される。

1. 輸入物品の分類（基本原則） - 解釈に関する一般規則（GRI）

規則3

ある物品が二つ以上の項（Heading）の下に分類可能である場合、分類は以下のとおりとする。

- 3(a) 一般的な記述よりも、最も具体的な記述を優先する。

例

- 木製椅子は「その他の木製品（HS4421）」または「木製椅子（HS9401）」に分類される。従って、この場合、名称による説明の方が分類による説明よりも具体的である。製品をより明確に特定する記述は、完全でない記述よりも具体的である。従って、HS9401「木製椅子」に分類される。
- スチール製スプーンはHS82.15(スプーン)に分類され、HS73.23(スチール製家庭用)には分類されない。

- 3(b) 規則 3(a)に基づき分類することができない混合物または複合物は、それらに本質的な特徴を与える材料として分類される。

例

- HS1003の大麦(60%)とHS1004のオート麦(40%)を異なる量で混合したもの。このような例では、「大麦」がその本質的な特徴を示す。従って、この混合物は「大麦(HS1003)」として分類される。

- 3(c)上記に基づき分類することができない場合、同じように考慮に値するものの中から、数字上の配列で最後に出てくる項（Heading）の下に分類されるべきであるとしている。

例

- 石材（項（Heading） 84.64）および木材（項（Heading） 84.65）を加工するための機械工具は、項（Heading） 84.65に分類される。
- 目覚まし時計（項（Heading） 91.05）付きの電気ランプ（項（Heading） 94.05）は、項（Heading） 94.05に分類される。

1. 輸入物品の分類（基本原則） - 解釈に関する一般規則（GRI）

規則4

- 上記の規則に従って分類できない物品は、その物品が最も類似している物品の項（Heading）の下に分類される。しかし、この規則を適用しようとする場合、「近親性（kinship）」に関する判断は、説明、性質、目的または使用目的、呼称、生産工程、物品の性質などの要素に依存すべきである。

例

- 排気エアジャッキは、項（Heading）8425「スキップホイスト以外の滑車鋏およびホイスト；ウインチおよびキャプスタン；ジャッキ」に分類される。

規則5

- 5(a) カメラ、楽器、銃、製図用具、ネックレスのケースおよび類似の容器で、長期間の使用に適し、特定の物品を収納するための特別な形状のものが、当該物品と共に通常販売される場合、その使用が意図される物品と共に分類される。

例

- ケース付ヴァイオリンは、ヴァイオリンをカバーする項（Heading）、すなわちHS 9202に分類される。

- 5(b) 通常、再使用されることを意図しない包装容器および材料は、それらが輸入される成形品と共に分類される。これは、明らかに反復使用に適した包装容器には適用されない。

例

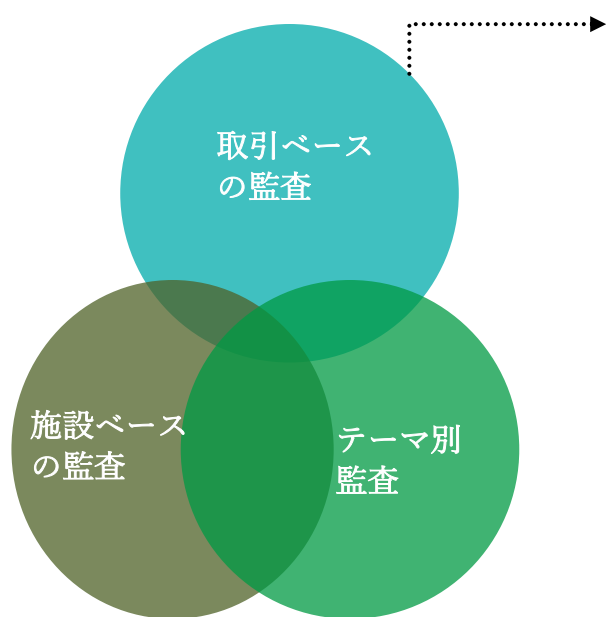
- ガムボールで輸入されたガムボール分配機（主に亜鉛合金製）で、コインを受け取り、キャンディを放出するように設計されているものは、規則5(b)を満たすように思われるが、この場合、ガムボールとディスプレイは別々に分類されるべきである。

規則6

- 規則1～5は、号（Subheading）レベルでの物品の分類を決定するために再適用される。物品は、それらを最も具体的に記述または特定する号（Subheading）の下で、同じ項（Heading）内の同じ号（Subheading）レベルで分類される。

2. 1962年関税法に基づく監査 - 監査の種類

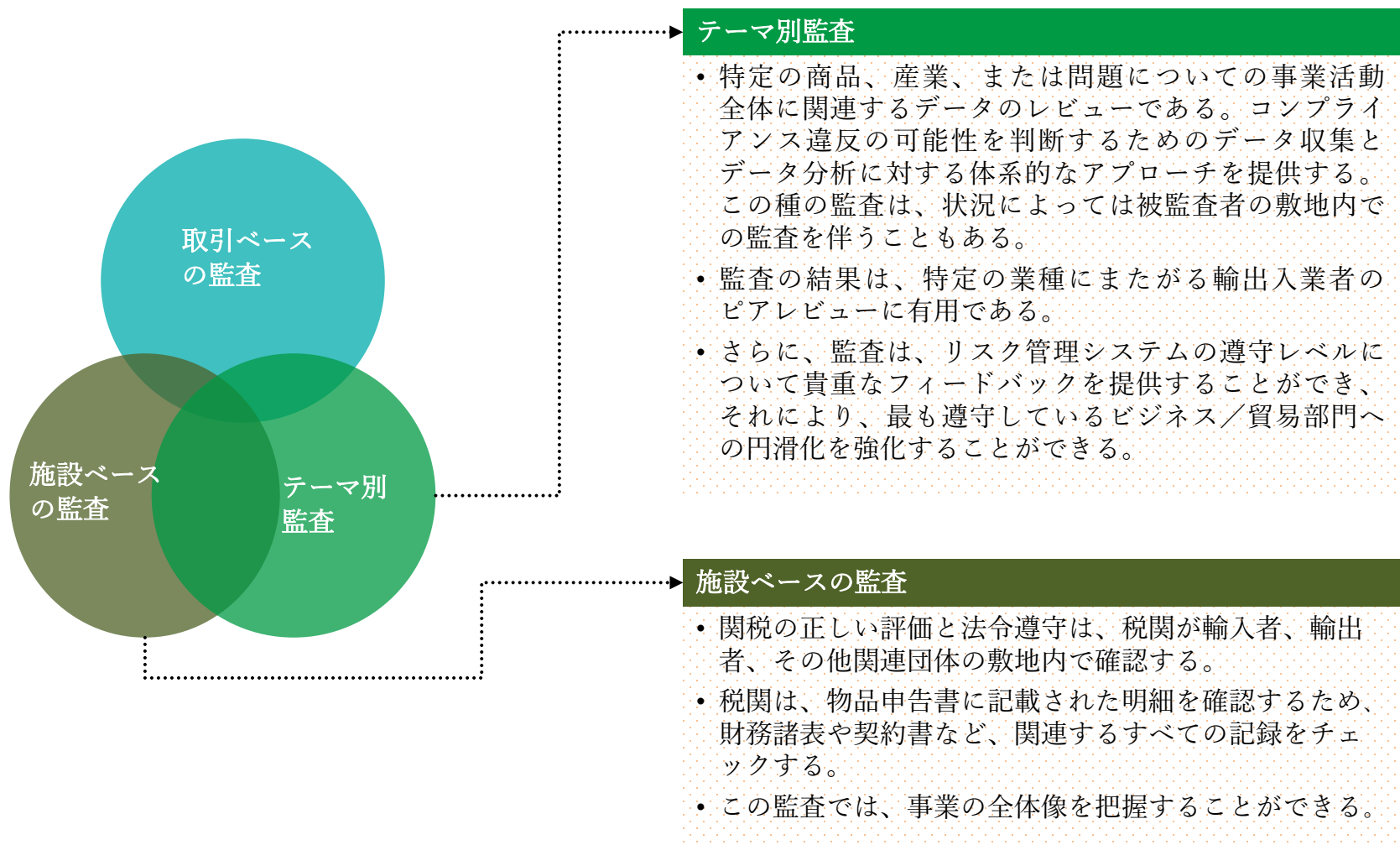
被監査人の担当官（Proper Officer）は、輸入貨物もしくは輸出貨物または関税法に基づく被監査人の査定について、事務所内または被監査人の敷地内において、規定された方法で監査を実施することができる。「被監査人」とは、監査の対象となる者をいい、第 45 項に基づき承認された輸入者、輸出者、保管者、倉庫のライセンサー、その他輸入貨物、輸出貨物または課税貨物の清算、転送、在庫、運搬、販売または購入に直接的または間接的に関与する者を含む。



取引ベースの監査

- TBAは2005年に導入され、通関後実地審査と並行して税関で実施される。TBAは、その後、必要であると判断された場合には、現地監査を実施し、より詳細に問題点・実体を調査することもある。
- CBICは、2005年11月24日付の通達第43/2005-CUS号により、既存の同時監査制度を、通関後のコンプライアンス検証（監査）機能に置き換えることを明言した。通関後のコンプライアンス検証プログラムの目的は、貨物の滞留時間を短縮しつつ、コンプライアンスレベルを監視、維持、強化することである。
- リスク管理システム（RMS: Risk Management System）は、物品の通関後、監査対象の税関申告書を選択し、これらの選択された税関申告書は、EDIシステムによる精査のために監査担当官に指示される。
- 不足関税の可能性が指摘された場合、担当官は輸入業者／通関業者に対し、見解の根拠を記した「協議書（Consultative Letter）」を発行する。これは、輸入者が当局の見解に同意する場合、自主的に遵守し、関税差額を支払う機会を与えることを意図している。

2. 1962年関税法に基づく監査 - 監査の種類



2. 1962年関税法に基づく監査 - 理由通知書 (Show Cause Notice) の発行期間

- 輸入者または輸出者による共謀、故意の虚偽記載、事実の隠蔽を理由として、関税が賦課されなかった、もしくは納付されなかった、または過少に賦課された、もしくは過少納付された、もしくは誤って還付された、または納付すべき利子が納付されなかった、一部納付された、もしくは誤って還付された場合、担当官 (Proper Officer) は関連する日から5年以内に通知を出さなければならない。
- 輸入者または輸出者による共謀、故意の虚偽記載、事実の隠蔽以外の理由によって、関税が賦課されなかった、もしくは納付されなかった、または過少に賦課された、もしくは過少納付された、もしくは誤って還付された、または納付すべき利子が納付されなかった、一部納付された、もしくは誤って還付された場合、担当官 (Proper Officer) は関連する日から2年以内に通知を出さなければならない。

理由通知書 (Show Cause Notice) の関連する日とは、以下である。

- 関税が不徴収／不納付／過少に徴収／過少納付である場合、または利子が課されない場合、担当官 (Proper Officer) が物品の通関のオーダーを下した日
- 関税が仮査定された場合、最終査定または再査定後の関税調整日
- 関税または利息が誤って還付された場合は、還付の日
- その他の場合は、関税または利息の支払日

3. 歳入情報局（DRI）とその権力 - 1962年関税法に基づく監査の種類

歳入情報局（DRI）

- 中央間接税関税委員会（Central Board of Indirect taxes and Customs）、国税局（Department of Revenue）の管轄下にあるDRIはインド税関の対密輸活動の最高機関である。
- DRIは1962年関税法およびその他50以上の関連法の規定を執行している。
- DRIの職員は、1962年関税法に定められたすべての権限を行使する権限を有する。

DRIはこれまでに、以下のような案件を手がけ、問題を明らかにしている。

- EPCGスキーム、アドバンスライセンススキーム、SEIS/FTA/MEISスキームを悪用した輸出/商業詐欺、または虚偽申告の事例
- HSNの誤分類
- 関連当事者取引の場合の不正確な評価
- 偽の仕入税額控除の生成/利用などの不正行為
- その他、業界全体に影響を与えるあらゆる問題

関税法に基づくDRIの権限

検査、調査、逮捕の権限

証拠提出および文書提出のための召喚権

運送の停止および捜索、家宅捜索権

インドを出入国する容疑者を捜索する権限

関税法に基づき、輸入貨物、輸出貨物または被監査者の監査または評価を実施する

金、ダイヤモンドなどの物品が没収の対象となる場合、容疑者を捜索する権限

密輸品を発見するため、容疑者の遺体を検査したりX線を照射したりする権限

4. 一般的な関税監査に関する指摘と対応 - 税関における一般的な税務調査の指摘事項および チェックポイント



指摘事項

物品の分類を誤って申告し、関税や税金の過少支払いにつながる。

関税・税金計算のための関税額の申告誤り

輸入物品の数量と種類の不正確な申告

関税法に基づく輸入関税の免除および軽減に関する規定の不遵守

買い手と売り手が関連当事者である取引



チェックポイント

輸入者は、輸入関税を計算するために関税分類（HSコード）を誤って申告した場合、誤った分類に起因する未払い輸入関税を精算する必要がある。

規則 3、規則 4 から規則 9、および規則 10 に規定される調整などの評価規則に従っていない評価可能価額の不正確な申告は、過少納付税額と罰金の支払いにつながる。

通関時に輸入貨物の数量や種類を誤って申告した場合も、関税の支払いが不足することになり、監査時に罰則とともに関税の支払いを要求される可能性がある。

輸入者は、関税法に規定される免税を利用する資格を得るための条件を遵守し、情報を提供する必要がある。

輸入者は、関連当事者間の取引の場合、評価方法の決定および規則10の調整に関する規則3の規定に従わなければならない。これらの規則に反して申告された評価額は不正確であり、輸入者はペナルティとともに関税の差額を支払う必要がある。

4. 一般的な関税監査に関する指摘と対応 - 税関における一般的な税務調査の指摘に対する対応



対応策

措置が取られる前に、Show Cause Notice (SCN、調査結果の理由通知書) が法律の正しい条項に基づいて発行されているか、SCNは法律の下で権限を与えられた部門によって発行されているか、また通知の文脈を確認する。

納税義務に関する過去の記録や、会社が関税法の規定を遵守していることを強調するその他の要素を含め、会社の処理の背景を立証する。

訴訟のメリットを評価し、そのリスクについて経営陣と話し合い、専門家のアドバイスを受ける。

専門家の助力を得て訴訟代理を行うため、当局への提出または個人審理に出頭する。

会社による法律の規定の解釈の違いを指摘し、当局に書面で提出する。

4. 一般的な関税監査に関する指摘と対応 -

Show Cause Noticeの有効性が争われた関連判決

M/S Canon India Private Limited vs Commissioner of Customs の事件におけるインド最高裁判決

- Nikon India 社、Canon India 社、Sony India 社、Samsung India 社は、2005 年 3 月 1 日付け免税通達No.20/2005（2012 年 3 月 17 日付け通達No. 15/2012で改正）に基づき免税を受けられるカメラ（DSIC）を輸入した。
- 主な争点は、通達No.15/2012に基づき基本関税の賦課が免除されるとして税関当局が行った検査に基づいてカメラが通関された後、1962 年関税法第 28 条第 4 項に基づき未納関税の回収のためにDRIが開始した手続きが有効であるか否かである。
- 1962 年関税法第 28 条により、自国消費用に物品が査定され通関された後、未納または未納不足の関税を回収する権限が付与された。本条は、共謀や故意の虚偽記載、事実の隠蔽を理由とする未納、一部納付、誤納還付された関税を回収する権限を付与し、回収の権限を「担当官（Proper Officer）」に付与している。
- インド最高裁判所は、1962 年関税法第 28 条第 4 項に基づく再査定は行政的な性格を持つものであり、原査定を行った後任を含む担当官のみが行使できるものであり、従って、担当官による査定後に通関された輸入品に関して DRI 担当官が発行した Show Cause Notice は、1962 年関税法第 2 条第 34 項の「担当官（Proper Officer）」という用語の定義に DRI 担当官が含まれていないため、管轄外であると判示した。

重要な改正

- ➔ 上記の判例に基づき、政府は法律の技術的欠陥に気づき、2022年度国家予算において、歳入情報局（DRI）を含むよう定義を拡大した。
- この改正は将来に向かって行われる。

5. 1962年関税法に基づく罰則 - 関税法に基づく罰則規定

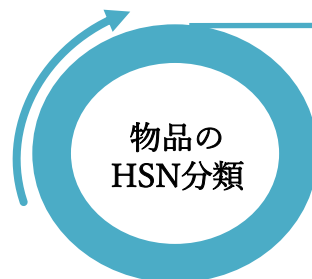
番号	詳細	ペナルティ額
1	情報申告書の不提出に対する罰金	不提出が継続している期間1日につき100インド・ルピー
2	物品が没収される可能性のある行為を行った場合、または没収される可能性があると思ふに足る物品を所持した場合の罰金	<ul style="list-style-type: none"> 禁止されている物品に関する罰則は、5,000インド・ルピー または物品価額のいずれか高い額となる。 課税対象品の場合、脱税しようとする関税の10%または5,000インド・ルピーのいずれか高い方を超えない罰金となる。 申告された価額がその価額より高い物品の場合、ペナルティは申告価額とその価額の差額、または5,000インド・ルピーのいずれか高い方となる。
3	談合や故意の虚偽記載、事実の隠蔽により、関税や利息が賦課されていない場合、不足賦課されている場合、賦課・納付されていない場合、一部納付されている場合、または関税や利息が誤って還付されている場合の罰金	罰金は、関税または利息と同額となる。当該関税または利息が命令の伝達日から30日以内に支払われた場合、本条に基づき当該者が支払うべき罰金の額は、関税／利息の25%とする。
4	虚偽および不正確な資料の使用に対する罰金	物品価格の5倍以下の罰金となる。
5	詐欺、共謀、故意の虚偽記載、または事実の隠蔽によって証書を手し、その証書を当該者またはその他の者が職務遂行のために使用した場合の罰則	当該証書の額面金額を超えない罰金となる。
6	還付請求のための仕入税額控除の不正使用に対する罰金	請求された還付金の5倍を超えない罰金となる。
7	関税法の規定に違反した者、またはそのような違反や不履行に対して明示的な罰則が定められていない場合の罰金	40万インド・ルピー以下の罰金となる。



2017年物品サービス税（GST）法

6. 物品とサービスの分類- GSTにおける分類

GSTの下では、物品・サービスの分類は、その物品・サービスが課税対象かどうか、免税対象かどうか、税率などを確認するために極めて重要である。



GST法における物品の Harmonized System of Nomenclature (HSN) コードは、1975年関税率法（上記のスライドで説明）の別表第1から派生している。GSTの税率は、通達01/2017-Central Tax Rateから導かれ、以下の七つの別表に分かれている。

5% (CGST2.5%+SGST2.5%) - 別表I

12% (CGST6%+SGST6%) - 別表II

18% (9% CGST + 9% SGST) - 別表 III
(一部自動車製品を含む)

28% (14% CGST + 14% SGST) - 別表 IV
(一部自動車製品を含む)

3% (1.5%CGST+1.5%SGST) - 別表V

0.25% (0.125%CGST+0.125%SGST) - 別表 VI

1.5% (0.75%CGST+0.75%SGST) - 別表VII



サービスの
HSN分類

GST法における Service accounting codes (SAC) / Harmonized System of Nomenclature (HSN)コードは、通達No.11/2017-Central Tax Rateに由来している。

さらに、サービス分類のスキームに関する注釈も用意されている。しかし、物品の場合とは異なり、料率告示とともに与えられた付属文書をどのように読まなければならないかについての方法は規定されていない。

物品またはサービスの分類は、物品またはサービスが複合的なものであるか、非複合的なものであるか、または混合しているものであるかを確認するための重要な手続きである。



• CBICは、GSTR-1にHSN/SACの概要を、納税者が前年度に報告した総売上高に基づいて報告することを求めている。

• 当該HSN/SACの概要は、納税者のGSTR-9でも6/8桁レベルで報告される。

7. GSTにおける監査- GSTにおける重要な申告

GSTR 1

- GSTR-1は、納税者のすべての売上取引（Outward supply）をまとめた月次／四半期ごとの申告書である。
- Form GSTR-1には、GST登録／未登録者に対する売り上げ、輸出売り上げ、クレジット／デビットノート、HSNサマリー等に関する詳細が記載されている。

Form GSTR-3Bは、売上・仕入取引（Outward and inward supply）に関する簡略化された要約申告書であり、申告の目的は、納税者が特定の課税期間における要約GST租税債務を申告し、これらの租税債務をディスチャージすることである。

GSTR 3B

GSTR 9

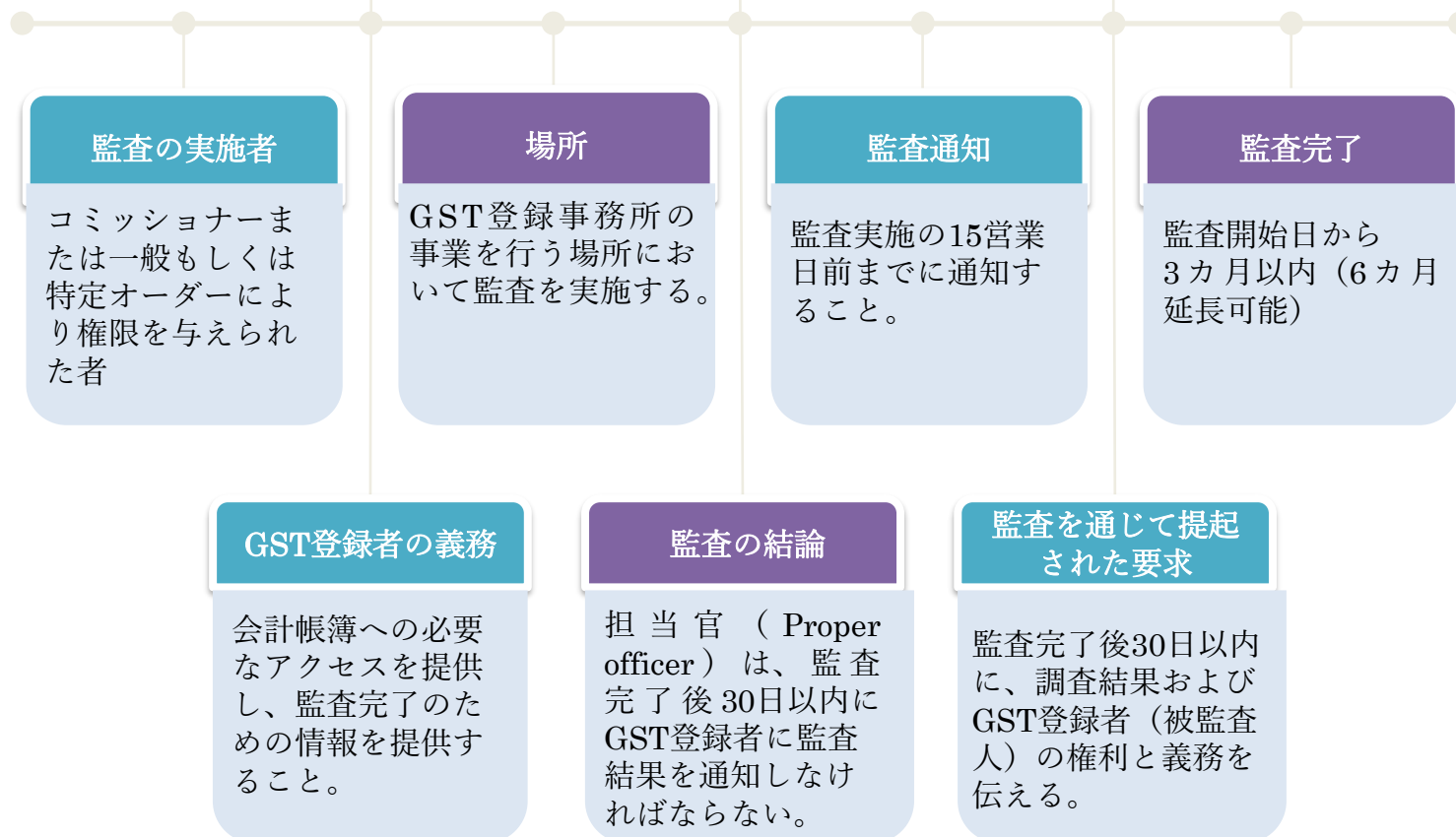
Form GSTR-9 は、GST登録納税者が各会計年度に1回提出する年次申告書であり、仕入れ、売り上げ、仕入税額控除、還付請求、納税等の詳細を提出する必要がある。また、年次申告書と共に、年次アカウントコピーと調整表を提出する必要がある。

- GSTR-9C は、Form GSTR-9 による年次 GST 申告書と納税者の監査済み財務諸表との調整表である。
- これは勅許会計士／原価計算会計士によって作成され、その後、納税者が提出する。調整表は、納税者による正しい自己申告を保証するためのものである。

GSTR 9C

7. GSTにおける監査

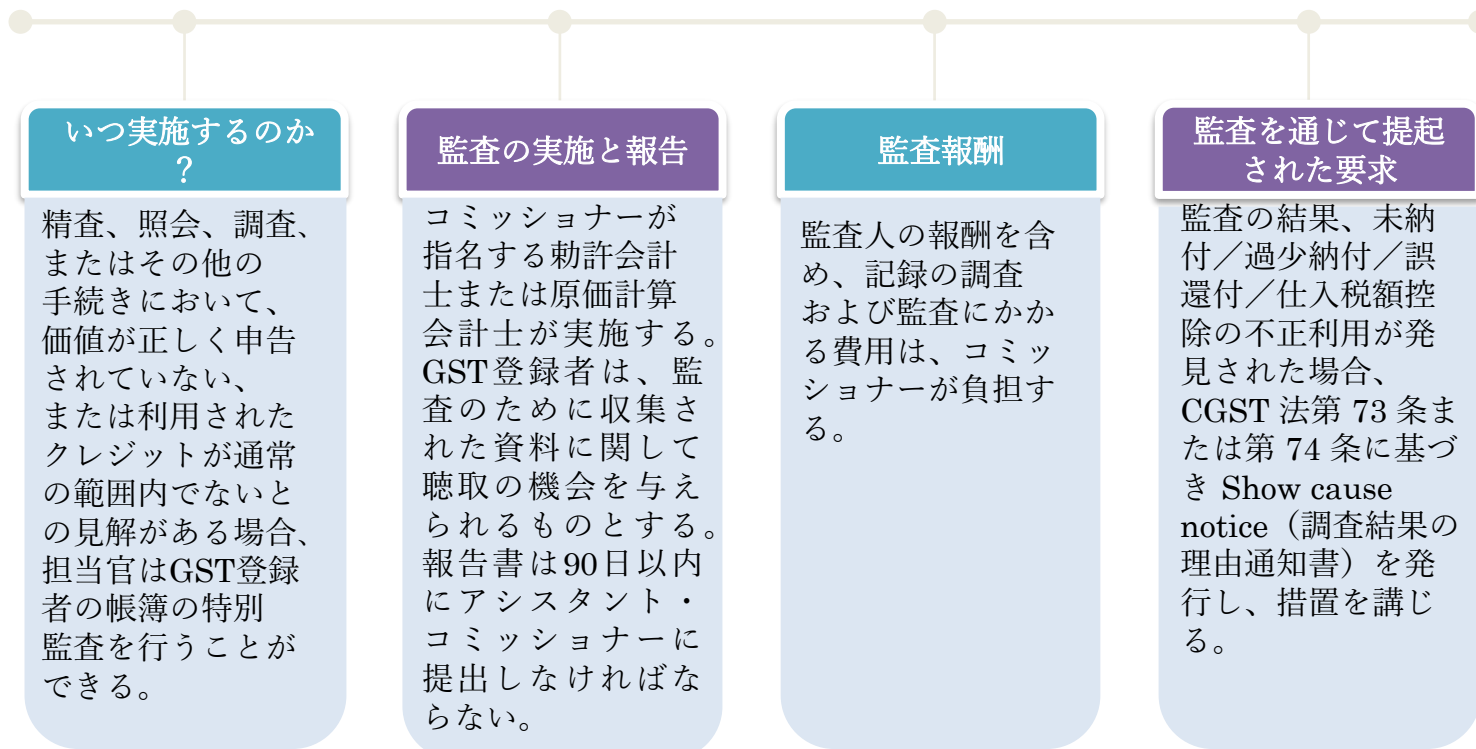
税務当局による監査（2017年CGST法第65条に基づく）



監査の結果、未納付、過少納付、誤った還付、または誤った仕入税額控除の利用が発覚した場合、担当官は第73条または第74条に基づく措置を開始することができる（すなわち、Show cause notice（調査結果の理由通知書）の発行）。

7. GSTにおける監査

特別監査（2017年CGST法第66条に基づく）



制限期間

- Show cause notice（調査結果の理由通知書）の発行期間は、**第73条**に基づくオーダーの発行日の3カ月前までである。
- 共謀、詐欺、事実の隠蔽などの場合、Show cause notice（調査結果の理由通知書）の発行期間は、**第74条**に基づくオーダーの発行日の6カ月前までとする。

8. GSTにおける納税と徴収

2017年CGST法第73条 - 共謀／故意の虚偽記載／脱税のための事実の隠蔽以外

状況

不正行為、故意の虚偽記載、脱税のための事実の隠蔽以外の理由による、未納付、過少納付、誤還付、誤った仕入税額控除の利用された場合、納税義務者に対し、通知書に記載された金額と、第50条に基づく利子、および罰金を支払わない理由を示すよう求める通知が送達される。

SCNの発行

調査結果の理由通知書（SCN）は、第73条に基づくオーダーの発行期限の少なくとも**3カ月前**に発行されなければならない。

ステートメントの発行

既に発行されたSCNでカバーされている期間以外の回収のためのステートメントを送達することができ、そのようなステートメントは、依拠する根拠がSCNに記載されているものと同じである場合に限り、73条に基づく通知とみなされる。

SCN前の納税

納税者はSCN / ステートメント発行前に第50条に基づき納付すべき利子とともに自己の確認した税額、または担当官の確認した税額に基づいて支払うことができる。このような支払いについては、担当官（Proper Officer）に書面で情報を提供しなければならない。このような場合、SCN / ステートメントは発行されない。

納税額に関する通知

支払われた金額が実際に支払うべき金額を下回っているとの見解が担当官（Proper Officer）にある場合、担当官（Proper Officer）は、実際に支払うべき金額を下回っている金額に関して通知を発行する手続きを進めるものとする。

SCNから30日以内の納税

課税対象者が、調査結果の理由通知書（SCN）の発行から30日以内に利子とともに税金を納付した場合、罰則はなく、同通知に関する手続きは終了したもののみなされる。

SCNから30日以内に納税されなかった場合

担当官（Proper Officer）は、（もしあれば）抗弁を考慮し、税金、利子および当該税金の10%に相当する罰金、または1万ルピーのいずれか高い方に相当する金額を徴収することができる。

オーダーの発行期限

1. 未納付／過少納付／仕入税額控除が誤って使用された会計年度の年次申告書の提出期限から3年間
2. 過誤還付 - 誤って還付を受けた日から3年間

8. GSTにおける納税と徴収

2017年CGST法第74条 - 共謀／故意の虚偽記載／脱税のための事実の隠蔽のケース

状況

脱税のための不正行為／故意の虚偽記載／事実の隠蔽による、未納付／過少納付／誤還付／誤った仕入税額控除の利用された場合、第50条に基づき、通知で指定された金額とその利息、および通知で指定された税金に相当する罰金を納付しない理由を示すよう、その者に通知が送達される。

SCN発行

調査結果の理由通知書（SCN）は、第74条に基づくオーダー発行期限の少なくとも**6カ月前**に発行されなければならない。

ステートメント発行

既に発行されたSCNでカバーされている期間以外の回収のためのステートメントを送達することができる。
不正行為、脱税のための故意の虚偽記載、事実の隠蔽を除き、通知の対象期間以外の期間について、先の通知に記載された理由と同じである場合に、そのようなステートメントの通知は第73条の通知とみなされる。

SCN前の納税

納税者は、SCN / ステートメントを発行する前に、税金、利子、罰金(15%)を支払うことができる。
このような支払いについては、担当官（Proper Officer）に書面で情報を提供しなければならない。
このような場合、SCN / ステートメントは発行されない。

納税額に関する通知

支払われた金額が実際に支払うべき金額を下回っているとの見解が担当官（Proper Officer）にある場合、担当官（Proper Officer）は、実際に支払うべき金額を下回っている金額に関して通知を発行する手続きを進めるものとする。

SCNから30日以内の納税

課税対象者が、理由通知書（SCN）の発行から30日以内に税金、利子および当該税金の25%に相当する罰金を支払った場合、当該通知に関するすべての手続きは終了したものとみなされる。

SCNから30日以内に支払われなかった税金

担当官（Proper Officer）は、（もしあれば）抗弁を検討した後、納税者が納付すべき税額、利子および罰金を決定し、オーダーを発行する。

オーダー発行の期限

1. 未納付／過少納付／仕入税額控除が誤って使用された会計年度の年次申告書の提出期限から5年間
2. 過誤還付 - 誤って還付を行った日から5年間
オーダーの伝達から30日以内に、税金、利息、および当該税金の50%に相当する罰金を納付した場合、当該通知に関するすべての手続きは終了したものとみなされる。

9. 一般的なGST監査指摘事項

外国グループ会社からインド企業への人材派遣サービス（Manpower supply）の提供の有無

これは、外国企業からインド企業への従業員の出向に関するものである。ここでは、出向契約の分析と、このような取引に対するGSTの影響について検討される。

GSTR 3Bで利用される仕入税額控除とGSTR 2Bで表示される仕入税額控除の差異

GSTR 2BとGSTR 3Bの間の仕入税額控除の差異は、監査当局によって指摘され、監査中に取り消す必要がある。仕入税額控除の過剰な利用がチェックされる。これには、2017年CGST法第17条(5)に反する仕入税額控除の調査も含まれる。



GSTR 1で報告された売上取引とGSTR 3Bで支払われた納税額との差異

ある月のGSTR 1で報告された取引が、翌月のGSTR 3Bで報告される場合や、GST登録者がGSTR 3Bで報告していない場合がある。税務当局は、利子(該当する場合)や罰金とともに税金の徴収を要求するために、未払税金の比較を行う。

関連当事者取引の場合の評価の正確さ

監査当局は、関連当事者間の取引について、2017年CGST規則第28規則に従った評価が行われているかどうかを真摯に調査する。GST登録者は、このような取引の評価が不正確であった場合、ペナルティ(ある場合)とともに税金を納付する必要がある。

GSTR 3Bでの納税が遅れた場合、利息が支払われたかどうか

GST登録者がその月の納税義務を翌月に履行した場合、監査当局は翌月の納税遅延に対する利息を支払ったかどうかを確認する。

10. GSTにおける罰則

罰則：

- 1万インド・ルピーまたは
- 脱税された税額、控除されなかったTDS（源泉税）、控除されたが支払われなかったTDS、徴収されなかったTCS（源泉税）、徴収されたが支払われなかったTCS、不正に利用または分配された仕入税額控除、不正に請求された還付金のいずれか高い方に相当する金額

- 手続き中に、担当官から要求された情報・書類の提出を怠ったり、虚偽の情報・書類を提出した場合
- GST法に基づく担当官の職務の遂行を妨害し、または妨げること

- GST法に基づきGST登録を受け義務があるが、GST登録を受けなかった場合
- GST登録申請時またはその後に登録事項に関して虚偽の情報を提供した場合
- 会計帳簿やその他の書類の保管、維持、保持を怠った場合

- 重要な証拠や文書に手を加えたり、破棄したりすること
- 留置、押収された物品を処分したり、それに手を加えたりすること

- インボイスを発行しない、または不正なインボイスを発行した物品／サービスの提供
- 物品／サービスの供給を伴わない請求書の発行
- 規定に定める書類を添付せずに課税貨物を運送すること

- 税金を徴収しながら、納付期限から3か月を過ぎても政府に納付しない
- GST法に反して税金を徴収し、納付期限から3か月を過ぎても政府に納付しない

- GST法に基づく脱税につながる売上高の抑制
- GST法に基づき没収される恐れがあると信じるに足る理由を有する物品を供給し、運搬し、または保管すること

- TDSを控除しなかった／控除額が少なかった／控除された金額を支払わなかった
- TCSの徴収を怠る／徴収額が少ない／徴収額を支払わない

- 物品/サービスの受領を伴わない仕入税額控除の利用
- 不正に税金の還付を受けた場合
- 2017年CGST法第20条に反するクレジットの分配

- ほかのGST登録者の登録番号を使用して請求書や書類を発行すること
- GST法に基づく納税を免れる目的で、財務記録を改ざん／偽造したり、偽の口座や書類を作成したり、虚偽の情報や申告書を提出したりすること

(参考) 2007年の税関評価規則 (Customs Valuation Rules, 2007)



Rule 3.pdf

Rule 3. Determination of the method of valuation



Rule 4.pdf

Rule 4. Transaction value of identical goods



Rule 5.pdf

Rule 5. Transaction value of similar goods



Rule 6.pdf

Rule 6. Determination of value where value can not be determined under rules 3, 4 and 5



Rule 7.pdf

Rule 7. Deductive value



Rule 8.pdf

Rule 8. Computed value



Rule 9.pdf

Rule 9. Residual method



Rule 10.pdf

Rule 10. Cost and services



Rule12.pdf

Rule 12. Rejection of declared value